

明照のしおり

(重要事項説明書 ~令和8年1月作成~)



社会福祉法人

幼保連携型 認定こども園

明照保育園

理事長 中島 章裕

園長 中島 章悟

主幹 中島美奈子



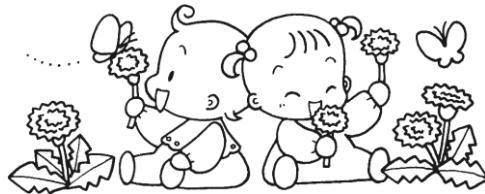
〒441-8093 豊橋市牟呂中村町6-1
Tel 31-1419 Fax 31-1499
<http://www.tcp-ip.or.jp/~meisyou/index.htm>
e-mail meisyou@tcp-ip.or.jp



♪保護者の方へ♪

※しおりの内容は、毎年若干の修正がなされますので、上記のQRコードでも確認してください。

ようこそ明照保育園へ ～たくさんの“はじめまして”に出会う場所～



この世に生を受けた日から、子どもたちは、
家族の温もりにはぐくまれ、すくすくと成長し、
いよいよ入園の時期を迎えました。

子どもさんにとっても、おうちの方にとっても、
たくさんの出会いが待っていることでしょう。

毎日の保育の中で、四季折々の行事を通じて、
子どもたちの成長をみんなで喜び合いたいと思います。

この明照保育園で過ごす日々が、
子どもさんにとっても、おうちの方にとっても、
かけがえのないひとときになればと願っています。

このしおりにかかれています園の姿や方針を
読んでいただき、どうぞご活用下さい。

明照保育園 職員一同

〔明照保育園の保育について〕

※教育・保育課程参照

子どもの成長にふさわしい生活の場（教育及び保育）

- 子どもは豊かに伸びていく可能性を内に秘めています。その子どもたちが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことのできるような援助や指導を行います。
- 子どもがさまざまな人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作りあげて行くことを目的としています。
- そのために、保育者など専門性を有する職員が、保護者ととも乳幼児の最善の利益を念頭におき、生命の保持と情緒の安定を図りつつ、子どもが自己を十分に発揮しながら活動できる環境を整え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う場です。

保護者や地域の人々が子育てを楽しむ場（支援）

- 子育て家庭の充実した生活を支えるべく、子どもの育ちのさまたげにならない範囲で長時間保育を実施して保護者の就労等の支援をしたり、専門的立場から、保護者の育児相談にも応じて、医療・保健・福祉等各関係機関などと十分な連携をとるようにしています。
- 又、保護者同士や地域の人々の話し合いの場にもなるところです。

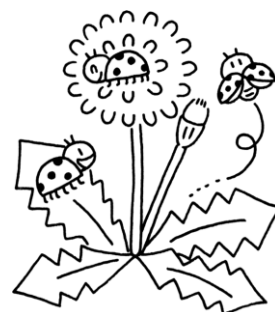
地域の子育て家庭を支える場（交流）

- 地域における子育て家庭に園庭等での交流を図り、遊びを提供したり、乳幼児などの保育に関する相談に応じ助言したりする子育て支援を行っています。

〔園児の理想像〕

心身ともにたくましく、

思いやりのある子ども



〔年 間 行 事 計 画〕

※日程と変更事項は、毎年度初めの総会でお知らせします。

期	月	主な園内行事	国民の祝日・行事
I	4月 ～ 5月	◇始業式 入園式 ◇午睡開始（年少児・乳児） ◇父母の会総会（動画配信） ◇親子遠足 ◇内科健診 ◇保育参加と試食会（学年ごと）	○みどりの日 ○憲法記念日 ○国民の休日 ○こどもの日 ・母の日
II	6月 ～ 8月	◇はみがき指導 ◇歯科健診 ◇フリーマーケット ◇午睡（年長児・年中児） ◇幼児たてわり保育開始 ◇個人懇談会（幼児クラス） ◇プール開き ◇お泊まり保育（年長児） ◇夏季家庭保育期間 ◇夕涼み会	・入梅 ・父の日 ・夏至 ・七夕 ○海の日 ○山の日 ・お盆
III	9月 ～ 12月	◇プールおさめ ◇祖父母の集い ◇内科健診 ◇明照あきまつり ◇運動会 ◇個人懇談会（乳児クラス） ◇牟呂地区生涯学習センターまつり作品展参加（地域交流） ◇いもほり ◇焼きいもパーティー ◇年長児おわかれ遠足 ◇七五三宮参り（牟呂八幡社） ◇作品展 ◇クリスマス会 ◇おもちつき ◇大掃除 ◇年末年始の休園	○敬老の日 ・お月見 ○秋分の日 ○スポーツの日 ○文化の日 ○勤労感謝の日 ・冬至
IV	1月 ～ 3月	◇おめでとう会 ◇保育参加 ◇来年度入園準備説明会・保育面接 ◇節分豆まき（園内・牟呂八幡社） ◇お遊戯会 ◇ひなまつり ◇卒園児保護者会と三世代交流会 ◇つき組さんとお別れ会 ◇卒園式 ◇修了式	○元日 ○成人の日 ○建国記念の日 ○天皇誕生日 ○春分の日

◎毎月…身体測定・誕生会・避難訓練・交通安全指導

◎検便と検尿（年1回）・健康診断（年2回）・歯科健診（年1回）

◎定期的に、園バスで園外保育を実施

◎地域子育て家庭を対象に、毎月2回 園庭等開放と年齢別の『親子ひろば』を実施

◎月1回土曜日、小学生以上の子どもや地域の大人が保育に参加する『なかよし保育』を実施

〔園児デイリープログラム（一日の保育の流れ）〕

※季節や成長に合わせて変わります。

乳児（0～2歳児）の活動		時刻	幼児（3～5歳児）の活動	
登園	<ul style="list-style-type: none"> 登園する あいさつ、視診を受ける 持ち物の始末をする 排泄・手洗い 	～ 8:00 ～	登園	<ul style="list-style-type: none"> 登園する あいさつ、視診を受ける かばんや園服をしまう
あそび 排泄、 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> 好きなあそびをする 保育者と一緒に片づけをする 排泄、手洗いをする 	8:45	あそび	<ul style="list-style-type: none"> 室内や戸外で好きなあそびをする→片づけ 園庭に並び、リズム表現や体操をする 排泄・手洗いをする
おやつ	<ul style="list-style-type: none"> あいさつをして食べる 			
あそび 片づけ 排泄、 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> みんなと一緒に遊ぶ 保育者と一緒に片づける 食事の準備を待つ 	9:30 11:00		<ul style="list-style-type: none"> 集会に参加する 課題活動 遊具や用具を使って遊ぶ
昼食 排泄	<ul style="list-style-type: none"> あいさつをして食べる 口のまわりや手を拭く 	11:30	昼食	<ul style="list-style-type: none"> 片づけ・排泄・手洗い・消毒をする 準備を待つ。当番活動 あいさつ、食事をする。 食後の片づけ、あいさつ（はみがき） 静かにして体を休める（3歳児午睡）
着替え 午睡 めざめ 排泄、 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> 排泄等、パジャマに着替える 絵本等を見る ふとんに入り、静かに眠る 	1:00	あそび	<ul style="list-style-type: none"> 室内や戸外で好きな遊びをする 片づけ、排泄、手洗い、消毒をする おやつの準備、あいさつ
おやつ あそび 排泄、 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> あいさつをして食べる 帰りの準備をする 	2:45	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> 食後のあいさつ、片づけ そうじをお手伝いする 降園の準備をする 帰りのあいさつ
降園	<ul style="list-style-type: none"> 「さようなら」のあいさつ お迎えを待つ 	4:00	降園	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ、降園 お迎えを待つ
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> 異年齢の子と遊びおやつを共にし、楽しく過ごす 	4:30 ～ 6:30	延長保育	<ul style="list-style-type: none"> 異年齢の子と遊びやおやつを共にし、楽しく過ごす

〔認定区分による保育の実施内容〕

認定区分	【3号認定】(3歳未満で保育の必要な事由が必要) 【2号認定】(3歳以上で保育の必要な事由が必要)		【1号認定】【教育標準時間認定】 (3歳以上で保育の必要な事由は不必要)
	【保育標準時間認定】	【保育短時間認定】 * 求職活動と育児も該当	
基本保育時間 *開園時間は 平日7:30~18:30 土曜日7:30~12:30	平日……8:00~16:00 土曜日…8:00~12:00		平日…8:30~15:30 土曜日…なかよし保育・行事の日
時間延長保育 *4時半に延長保育室に集まり、降園まで室内や園庭で過ごします。	夕 方	16:30~17:30 以前 100円 17:30~18:30 100円 ※お迎え時間までの利用料を合算	16:00~16:30 以前 50円 16:30~17:30 以前 100円 17:30~18:30 100円 ※お迎え時間までの利用料を合算
		おやつ代 100円 (17:30の時点で提供します)	
休園日	*1~3号共通 (1)日・祝日 (2)冬期休園日(12/29~1/4) (3)災害その他緊迫の事情があるとき及び理事長が特に必要があると認めた日 ※「家族ふれあいの日」「希望保育の日」につきましては休園日ではありませんが、保育を希望するにあたって就労証明書等を提出していただく場合があります。		*1号のみ (4)夏季・春季 希望保育期間 (5)家族ふれあいの日 (6)希望保育の日 ※(4)~(6)に出席の場合は、1日1000円

〔保育料(乳児のみ)・諸費用の引き落とし手続きについて〕

※毎年若干の変動があります。

- 入園時 園服・かばん費用 ゆき組(2歳児)以上
- 新年度時 クラス色別通園帽子600円+日除け500円・出席ノート700円前後・乳児連絡帳500円前後・共通教材費等費用1200円 他

○毎月 保育料(乳児のみ)

園との手続きにより処理されます。保育料は、市役所で認定の上、通知されます。

質問等は、直接市役所保育課へお願いします。

○毎月 諸費

内 訳：父母の会費250円・絵本代500円前後・保育協力金(学年別800~1600円)・

給食費(幼児のみ6000円、8月は3000円)

園との手続きにより処理されます。現金の受け渡しにおける、万一の事故を防ぐため、下記の要領で

保育料と諸費の口座振替を行います。なお、わからないことは職員室事務員までご相談下さい。

○振替について

毎月末日(土日祝日の場合はその翌日)

口座振替が行われます。(保育料・諸費が合算で印字されます。)

※内訳金額は「コミュなび」システムにより確認できます。

※振替日に口座に入っている金額が、保育料&諸費分に満たない時は、引き落としができませんので、必ず指定口座に必要な金額があることを振替日前日までに確認して下さい。万一引き落とせなかった場合、中旬頃に『振替できませんでした。』という通知書を園からお渡ししますので、すぐに指定口座への振込をお願いします。 ※滞納の場合は、退園となる場合もあります。

口座引き落とし依頼書の記入について

- ★ 記入例をよくよんで、下記の項目を間違いや漏れのないようご記入下さい。

取引金融機関・入園児の氏名(ふりがな)・性別・住所・電話番号・取引口座欄

- ★ 取引金融機関は下記のいずれかをご記入下さい。

豊橋信用金庫・蒲郡信用金庫・JA豊橋(支店はどこでも可) ※取引がない場合は、お手数ですが、いずれかの機関で口座を開いて下さるようお願いいたします。

- ★ 学校コード・学年・組・番号は記入しないでください。

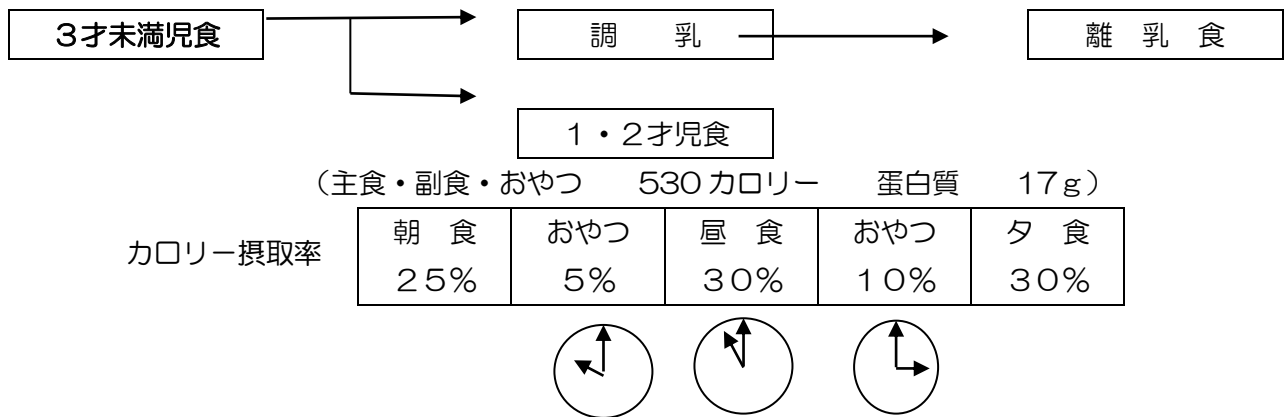
〔子どもの健康と安全〕

☆園の給食について (豊橋市保育課の栄養士による統一献立を園内で調理します)

乳幼児にとって一日に必要な栄養量・カロリーのうち、乳児(45%)、幼児(40%)は保育園の給食で満たされています。

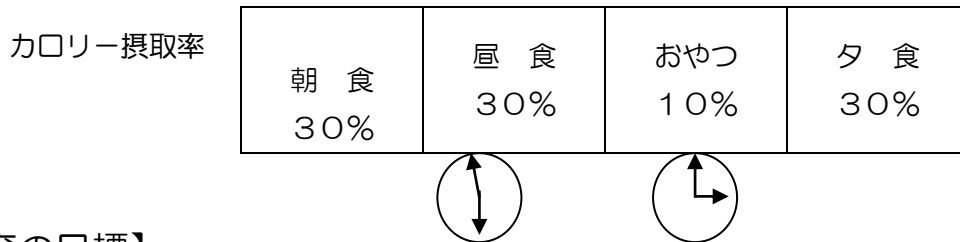
食育を大切に、楽しい雰囲気の中で偏食の矯正につとめ、楽しく食事をするためのマナーが身につくように働きかけています。

(保育園ではこれだけ食べています)

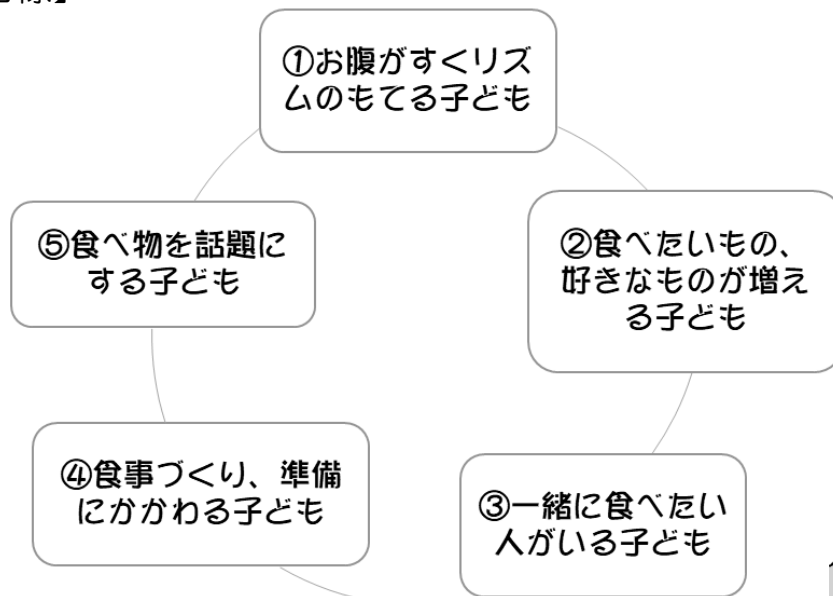


3才以上児食

(主食・副食・おやつ 600カロリー 蛋白質 18g)



【食育の目標】



【食育の5項目】 「保育所における食育に関する指針」より

「食と健康」	・ 健康な心と体を育て、自らが健康で安全な生活をつくり出す力を養う
「食と人間関係」	・ 食を通じて、他の人々と親しみ支え合うために、自立心を育て、人と関わる力を養う
「食と文化」	・ 食を通じて人々が築き、継承してきた様々な文化を理解し、つくり出す力を養う
「いのちの育ちと食」	・ 食を通じて、自らも含めたすべてのいのちを大切にすることを養う
「料理と食」	・ 食を通じて素材に目を向け、素材にこだわり、素材を調理することに関心を持つ力を養う

☆アレルギー体質による除去食・代替食希望児について

乳幼児期に適切な栄養を摂取し、いろいろな味になれることで味覚の発達を促し、みんなで食べる楽しさを味わう経験が持てるよう保育をすすめる中で、アトピー等のアレルギー体質の子どもさんには、下記の項目の確認した上で、除去食・代替食等の必要な援助をし、小学校入学までにはみんなと同じように普通食を食べられることを目標にすすめています。

- ①必要に応じて、医師による指示書を提示していただき、医師の指導の下でご家庭で実践されている内容に沿って園での対応を行っていきます。
- ②毎月の献立表へのチェックを保護者の方にして頂き、担任、調理員、主任で連携を図ります。
- ③万が一摂取してしまった場合どのような症状になるかもお知らせして頂きます。
- ④体質改善が図られ、医師からの指示で除去食等の必要がなくなった場合は、解除報告書を提出して頂きます。

☆生活のリズムの安定を

保育園での生活で、子どもたちが自分の力をのびのびと発揮し、望ましい集団生活が送れるためには、情緒の安定が第1です。そのためには、生活のリズムを安定させることがなによりも大切です。夜更かしをすると、成長ホルモンにも悪影響を及ぼすだけでなく、園生活でイライラしたり友だち同士のトラブルも多くなるようです。もし、眠たがらなくても、時間を決めて寝かす習慣をつけてください。

☆けがや事故について

保育の中では万全を期してけがのないよう努めていますが、それでもけがをしてしまうこともあります。情緒の不安定からだったり、経験の不足からだったり原因は様々ですが、友だちとかかわり合う中で起こることもあります。これは悪いことではなく、よりよい成長のために友だちとの関わりはなくてはならないものです。

清潔のためにも、友だちとの楽しいふれ合いのためにも爪はかならず短くしてあげてください。

※ 保育園のかかりつけ

市川医院	31-4754	山本歯科	32-0808
------	---------	------	---------

☆感染症・疾病等に関する登園のめやす

病名	登園停止期間 または 登園のめやす
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有のせきが消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発しんに伴う熱が下がってから、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	熱・目の充血・目やになどの主な症状が消え2日を経過してから
急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎・結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失してから
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便により、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経て全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ ・ 手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
ウイルス性肝炎（A・B・C型）	主要症状が消失し、肝機能が正常になるまで（B・C型キャリアは登園可能）
流行性嘔吐下痢症（ノ・ロ・アノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
頭しらみ	駆除につとめながら登園可能
とびひ	感染のおそれがないと認めるまで（病巣の処置と被覆）
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳がおさまっていること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
伝染性紅斑（りんご病）	紅斑出現時は元気がよければ登園可能

※保育が再開される時に感染症治癒報告書を提出して頂きます。

※熱がなく元気があっても、感染のおそれのある場合は、登園を見合わせていただくこともあります。また、早期発見が感染をくい止め、早く回復することにつながりますので、常に子どもさんの体調に注意を払い、発熱や便の状態、顔色、食欲、皮膚の状態、睡眠時間、機嫌等少しでも異常があった場合は園に連絡し、医師の診断を受けて下さい。

※入園1年目は、免疫力が乏しいため様々な菌に感染しやすいです。特に1年目は体調に気をつけ、じっくり抵抗力をつけていくと考えてください。

※夕方や夜に高熱があった場合は、翌日熱が下がっていても、その日は登園を見合わせ体調を整えてください。

☆保育園での薬の投与について（下記⑤の書類が必要です）

お子さんの薬は、本来は保護者の方が登園して与えて頂くのですが、緊急やむを得ない理由で保護者の方が来られない時は、保護者の方と園で話し合いの上、担当者が保護者の方にかわって与えるようにします。この場合は万全を期するため、下記のことを厳守して頂きます。

- ① 診察を受ける時は、お子さんが現在保育園に在園していることと、保育園ではやむを得ない場合のみの投与をしていることを必ず伝えて下さい。
- ② 基本として、医師の処方箋を受けたものに限りです。必要な場合は、医師と直接連携をとることもあります。保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- ③ 座薬の使用は原則として行いませんが、熱性けいれんやアナフィラキシーショックなど即座の対応が必要な場合は医師からの具体的な指示書をもとに、相談してください。

④ 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならぬ場合は、園としては判断ができませんので、その都度保護者の方に連絡することになります。

⑤ 持参する薬について

- ・処方箋を受けた薬をはじめて預かる時は、保護者からの「依頼書」とともに処方箋に基づいて出された「薬の説明書」を提出していただきます。（説明書は園で医師名・処方日・薬の内容等チェックした後お返しします）
- ・薬の袋や容器等には園児名を明記し、内服薬（粉・シロップ等）は必ず1回分ずつに分けて持ってきてください。
- ・薬は、園児のかばんに入れないで、必ず保育者に手渡ししてください。

☆家庭への連絡について

①連絡帳…乳児さんは、毎日の『育児連絡帳』、幼児さんは、必要な時に記入する『連絡帳』があります。どちらも保護者の方と園とのよりよい連携のために活用していきます。

②「お知らせくん（きっすノート）」（詳細はP15）

基本的に、世帯で1人は登録していただきます。

日々の連絡だけでなく、行事の時、警報発令時の連絡等をお知らせします。

☆園児の持ち物や医療用眼鏡等の扱いについて

幼児さんを中心に箸セットや水筒などの園児の持ち物に関しては、大切に扱うよう園でも指導しますが、破損したりなくした場合は基本的にご家庭でご負担いただきます。

また、医師の処方による医療用眼鏡等は、高価なものではありますが、医師の指示に従い園でも基本的に使用するようになります。ただし、集団生活のなかで破損することもありますので、事前に保険等に入っておいただくようお願いします。

☆車等での送り迎えで守っていただくこと

できる限り徒歩または自転車での送り迎えをお願いします。車の場合は、駐車スペース（園舎北側の駐車場と普仙寺墓地の北側にある駐車場・てくてくパーク・スクランブルパークのみ）が限られていますので、子どもさんの送り迎えがすみしだい、帰るようにしてください。園と学校間の道路等は園児や児童の安全のため、カラーコーンを立てて駐車しない様に協力していただいています。

子どもさんに事故のないよう、また、保護者の方同士が気持ちよく送り迎えできますよう、必ず守っていただきたいと思えます。

☆警報が発令された場合の対応について

1. 気象庁より登園前に豊橋市に暴風警報、暴風雪警報または特別警報が発令された場合は、次の通りとなります。
 - 午前6時までには解除されたときは、平常どおり保育を行います。
 - 午前6時を過ぎても解除されない場合は、当日は休園です。
2. 登園後に暴風警報が発令された場合は、ただちに通常保育は中止し、保護者が園児を引き取りに来る間、園児の生命及び安全を確保するため園内の安全な場所に退避しています。
3. 大雨警報、洪水警報、大雪警報が発令された場合で園児に重大な危険が及ぶと園長が判断した場合も保育を中止し、暴風警報発令時に準じます。

4. 登園前に「暴風」「大雨」「波浪」等の特別警報が発表された場合は休園となります。また、これらの特別警報が登園後に発表された場合は、ただちに、災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集並びに園児の生命及び安全を確保する最善の対応(保育園留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等)を迅速に行います。
5. 園児を園内に留め置いた場合は、解除後も災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集に努め、園児を安全に保護者に引き渡せると判断するまで引き渡しを行いません。
6. 東海地震注意情報または東海地震予知情報（警戒宣言）が登園前に発令された場合は、当日以降の保育の実施または行事を中止します。また、登園後に発令された場合は、ただちに通常保育を中止し、保護者のお迎えをお願いします。

※ただし、その都度状況が異なりますので、キッズノートなどによる園からの連絡を確認ください。

※園から保護者に速やかに連絡が取れるよう、緊急連絡先が変更になった時は、必ずお知らせ下さい。

〔毎日の保育をすすめるにあたって〕

○**毎日の持ち物**（記名をお願いします。）

- ・通園かばん・タオル・出席ノート・ハンカチ・はながみ・連絡帳

└タオルかばんにかけられるようにして下さい

○**服装**…通園帽子・園服（季節による）。動きやすく、基本として汚れてもいい服装。

脱ぎ着しやすい服装（赤ちゃん以外は自分で脱ぎ着が出来る様、生活の中で進めていきます）

☆送り迎えでのお願い

※登園・降園時刻管理システム「きらりんホルダー」での登降園チェックを必ず行ってください。

○**登園**…生活リズムや情緒の安定の為、

遅くとも午前8：45頃のチャイムまでに登園しましょう。

※病気などで欠席する場合は、基本的に8：45までにキッズノートで必ず連絡をしてください。

連絡のない場合は園から確認を行います。

○**降園**…認定区分に応じ、園に申請している時間に、基本的に保護者の方でお迎えします。

※4月当初は、新しい環境に徐々に慣れるように短時間保育を行いますので、よろしくをお願いします。

（詳しい時間は、1月の入園準備説明会&4月の園だよりでお知らせします。新入児と継続児は時間が異なります。）

☆その他

○転居、その他で退園する場合は、退園届等の手続きのため遅くともその月の15日までにお知らせ下さい。その月の20日までに退園届がないときは、毎月の諸経費（保育料含む）を納めていただくことがあります。

○土曜日の保育について（4月に年間の予定をお知らせします）

基本的に月2～3回は『家族ふれあいの日』として、仕事のため家族のどなたも子どもさんの保育が出来ない方以外は家庭で過ごすようにお願いします。その他の土曜日は行事およびなかよし保育として半日保育を行っていきます。

〔苦情解決制度について〕

本施設における苦情や相談を次の窓口で受け付け、対応をしていきます。

相談窓口	所在地
本施設相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 相談解決責任者 園長 中島章悟 相談受付担当者 主幹 中島美奈子
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> 普仙寺住職 加藤良光 31-7457 名古屋地方裁判所家庭調停委員 鈴木弘子 33-1839 明照保育園監事 石田正明 45-8523



〔連携と交流～子どもをまん中にして～〕

☆ 明照元気っ子ビデオについて

～ビデオによる園だより～

園での様子を学年ごとにビデオに収め、年3回程度ご家庭で見いただいています。保護者の方の園への理解を深めると同時に、子どもさんとビデオを通して楽しい話し合いの場ができています。

☆ 成長を見つめ合える行事を大切に…

四季折々の生活での豊かな心の育成

みんな（友だち・保育者・母親や家族・地域）ですることの楽しさ

親子遠足（5月）・保育参加と試食会（5～6月）・夕涼み会（8月）・祖父母の集い（9月）・運動会（10月）・作品展（12月）・保育参加（1月）・お遊戯会（2月末）

☆ 保育園からのお知らせメール「キッズノート」（全世帯の方が登録）

学年ごとにその日（平日）の保育の様子をまとめ、全学年分お知らせしています。

家族でそれぞれ登録すれば、お母さんの携帯だけでなく、お父さんやご実家の祖父母の方にも子どもさんの今日の活動が伝わり、晩ご飯の話題もはずむことでしょう。園でのことをなかなか話さない子どもさんから話を引き出す糸口にも…。

また、園児の欠席連絡、園からの連絡、災害等の緊急連絡で活用されます。

☆ なかよし保育について（詳細は掲示等をごらんください）

月1回の土曜日に、地域の人や学校の子どもたちと園児が交わって遊ぶなかよし保育。この日は、園児もクラスの枠をこえ、あちこちで好きな遊びを楽しみます。保護者や地域の方のボランティアで遊びのコーナー（絵本読み聞かせ、ピアノによる歌声コンサート“みんなであたおう”、あやとりお手玉などの昔の遊び等々）を設けることもあります。



☆ ボランパ・ボランマ（保護者ボランティア）について

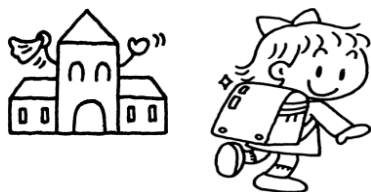
～やれることをやれる人がやれる時に～

- ◎ 毎月のなかよし保育での遊びのコーナー等での保育（絵本の読み聞かせ・うたなどなど）
- ◎ いも畑の草取り ◎ いもほり ◎ おもちつき ◎ その他行事等における準備等

★興味のある方は、職員室までどしどしお申し込み、お問い合わせ下さい！

令和8年度

明照児童クラブしおり



社会福祉法人 明照保育園

豊橋市牟呂中村町6-1

主宰 中島 章悟

TEL 31-1419 FAX 31-1499

<http://www.tcp-ip.or.jp/~meisyou/index.htm>

※継続入会の方は、昨年度から変更されているところがありますので、ご確認をお願いします。

☆ 入会によせて…

“児童クラブ”とは、学校から帰っても、ご家庭や近くにいる祖父母の家にとなたもいなくて遅くまで一人で過ごさなくてはならず、十分な保護を受けられないと判断された児童が、安心して過ごせるように努める場所です。

明照児童クラブは牟呂小学校および汐田小学校に通う卒園児を中心として、集団生活の中でルールを守り、みんなで仲よく力を合わせたり、勉強や遊びの片付けや人へのあいさつを通して社会性や生活リズムを大切に育てていきたいと思っております。

乳幼児期を過ごし、情緒の安定がはかれる保育園という環境の中、年上の子や保育園の園児たちと一緒に過ごします。また、園の行事にも積極的に参加したいと思えます。

☆ 対象（加入要件）

対象は小学生4年生以下で、同居する保護者及び同居する65歳未満の直系尊属（祖父母等）の方全てが以下の要件を満たすこと。

- ①放課後、児童が帰宅する時間帯に保護者が仕事等により家庭にいない日が1週間（土曜日・日曜日を除く）に3日以上あり、かつ、その状態が長期間継続すると見込まれるもの。
- ②労働は家庭外労働が原則。状況により留守家庭になる自営業も可。内職は不可。
- ③勤務終了時間は午後3時以後、1日4時間以上の勤務であること。

※現在加入されている方であっても、加入要件を満たさない方はクラブの利用は出来ません。

また、ご家族が加入要件を満たしている場合でも、祖父母等と過ごすことが出来る、留守番が出来る等の方はクラブの利用は出来ません。

※5年生については、人数に余裕がある場合のみの受け入れとなります。

☆ 定員

110名（3クラブ合わせて）※通年利用児童として、夏休みのみ等の短期利用は出来ません。

〔地域の子育て支援のセンターとして〕

☆【園庭開放】

園庭や遊戯室、子育てホールで、親子で遊んだり園児と遊びます。

☆【行事公開】

園の行事を随時ご案内しますので、どうぞ見学に来て下さい。

☆【育児相談】

育児について、お気軽に電話・メール等でご相談下さい。必要に応じて面談も致します。

☆【親子ひろば】

園庭開放時に年齢別に参加し、親子で活動をしたり、育児のポイントを聞いたり、同じ年の子を持つお母さん同士で交流したりします。

☆【子ども食堂「おとなりさん」】

基本的に毎週木曜日に、食事とともに楽しく過ごす場の提供をしています。支援の必要なご家庭や園児・児童クラブ生家庭が毎回集います。

☆【文化センター】 年少児以上を対象とする文化のおけいこ（詳細別報）

（体育教室・ピアノ・習字・そろばん・図画工作など）

課外のレッスン等を経験させたいけれど、就業状況等により教室への送り迎えができない方の子どもさんが、安心して様々な体験が出来るよう、明照文化センターとして空きスペースを使って希望者を対象に開講しています。園児さんは、保育園生活に支障のない時間に園内で行っています。希望される方は、職員室まで。

〔保育園の誕生と命名〕

明照保育園の前身は、戦前から開設されていた普仙寺農繁期託児所です。

開設者は普仙寺第25世住職の加藤卓全師で、「ドナタデモオイデクダサイ」の看板を掲げ、多い時には150人程の乳幼児が10数名の女学校生徒たちのボランティアによって保育されていました。

昭和20年代、戦後のベビーブームによって地域には就学前の乳幼児が満ちあふれ、農業や漁業に従事する保護者にとって農繁期だけでなく、通年で保育を託せる施設は切実な願いでありました。このような情勢をふまえて昭和28年、普仙寺本堂を利用した保育施設が開設され、昭和29年9月、旧軍隊兵舎の一部払い下げを受け園舎建築と同時に明照保育園正式認可に至りました。

園名「明照」については、浄土宗開祖法然上人が明治天皇から贈られた追号「明照大師」に因んで命名されました。

〔保育園の沿革〕

昭和28年6月	豊橋市牟呂町字中村	浄土宗普仙寺住職 加藤卓全個人経営	明照保育園設立（定員66名）
1129年7月	園舎建築	259㎡05	（定員90名）
1129年9月	厚生大臣認可	園長 加藤卓全就任	
1132年5月	園舎増築	37㎡95	
1134年6月	園舎増築	9㎡9	
1135年8月	園舎増築	44㎡55	（定員120名）

//36年4月 園長 杉浦さく子 就任
 //37年7月 園舎増築 107㎡25 (定員150名)
 //40年4月 園長 杉浦 章 就任
 //43年5月 社会福祉法人に組織変更 理事長 加藤秀善 就任
 //47年3月 園舎増改築鉄筋コンクリート造2階建 438㎡390 (定員200名)
 //47年4月 天皇陛下御下賜金拝受
 昭和55年3月 園舎増改築 鉄筋コンクリート造2階建 739㎡180
 園舎総面積 1,177㎡570 (定員230名)
 平成3年4月 理事長 杉浦 章 園長 杉浦さく子 就任
 平成4年4月 (定員240名)
 //7年4月 園舎増改築 (保育室2室拡張 乳児テラス造成) (定員250名)
 園舎総面積 1,225㎡88
 //12年4月 園長 中島章裕 就任
 //15年4月 学童保育『明照児童クラブ』開設
 //16年3月 園舎増改築 (児童クラブ室 子育て支援ホール)
 園舎総面積 1,446㎡75
 //18年4月 理事長及び園長 中島章裕 就任
 //23年12月 園舎増築 (乳児室 70.83㎡) 園舎総面積 1517.58㎡
 //28年4月 園舎大規模工事 (東側園舎を3階建に 第3児童クラブ増設)
 園舎総面積 1,648㎡36
 令和6年4月 園長 中島章悟 就任
 //8月 明照保育園分園新築 (乳児室99.37㎡ 多機能型事業所「みっけ」 211.99㎡)

〔施設の概要〕

平成28年4月1日現在

〔土地〕

- ①豊橋市牟呂町字中村67番地3所在の宅地 195,49平方メートル
 // 4 // 552,37平方メートル
 (平成元年3年11日 宗教法人普仙寺より贈与取得 豊橋市区画整理事業により実測面積 543,43㎡に減歩)
 543,43平方メートル
 ②豊橋市保留地購入 (平成2年10月8日取得) 390,99平方メートル
 ③豊橋市保留地購入 (平成4年4月24日取得) 195,49平方メートル
 ④借地購入 (平成28年11月取得) 495,88平方メートル 合計 1,625,79平方メートル

〔建物〕◇鉄筋コンクリート造陸屋根3階建2棟

- (第1期) 昭和47年4月1日竣工
 1F…208,38 2F…207,32 3F…22,68 合計 438,38平方メートル
 (第2期) 昭和55年4月1日竣工
 1F…602.43 2F…566.80 3F…56.65
 合計 1225.88平方メートル
 (第3期) 平成7年4月1日竣工 (増築)
 (第4期) 平成15年4月1日竣工 (増築)
 1F…602.43 2F…695.92 3F…148.40
 合計 1446.75平方メートル
 (第5期) 平成23年12月16日竣工 (新築)
 別棟1F…70.83 合計 1517.58平方メートル
 (第6期) 平成28年4月1日竣工 (新改築)
 1F…669.77 2F…742.92 3F…235.67 合計 1719.19平方メートル
 ◇木造2階建 令和5年8月2日竣工 (新築)
 1F…251.74 2F…211.99 計 463.73平方メートル

〔室名及び室数〕

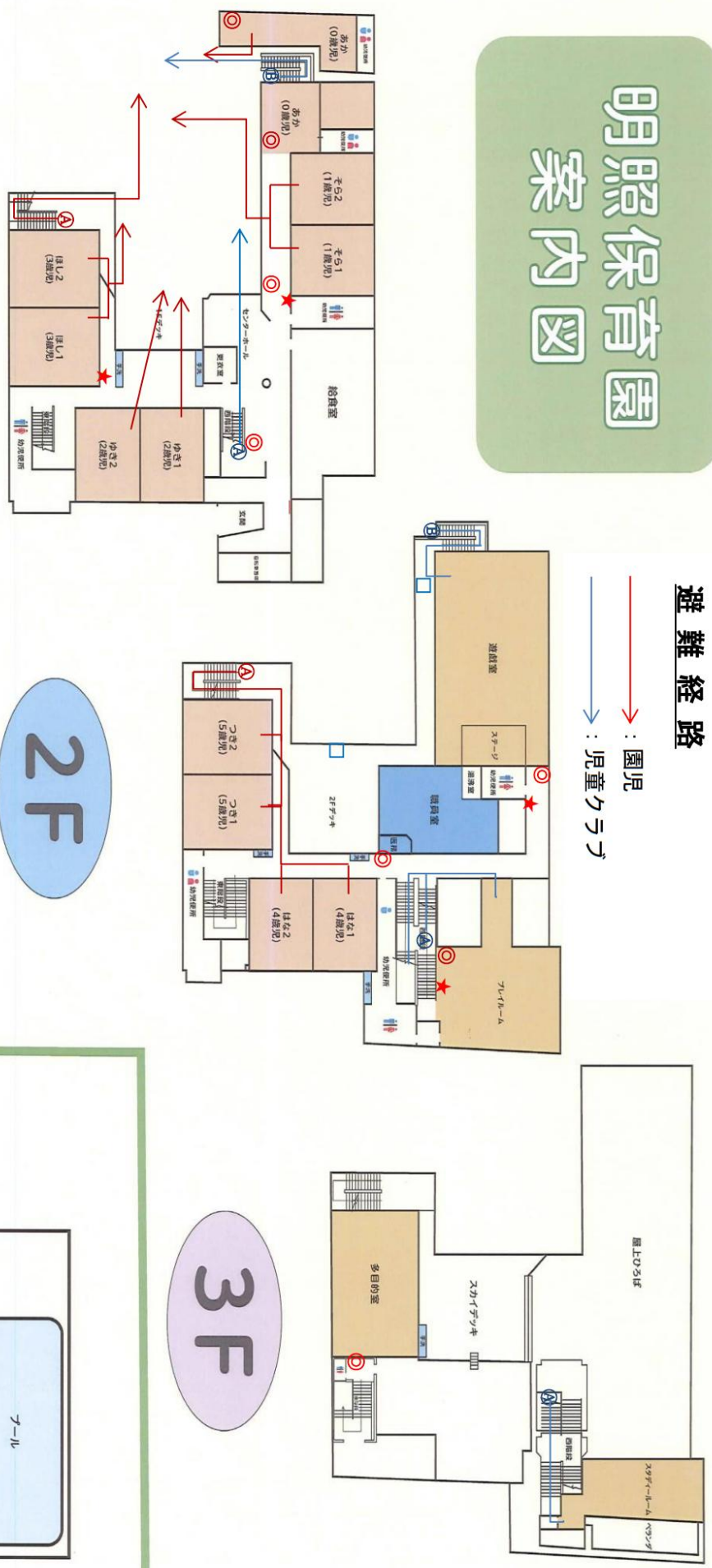
室名	室数	室名	室数	室名	室数
0~2歳児保育室	6	もく浴室	2	ほふく室	2
調理室	1	職員室・医務コーナー	1	遊戯室	1
幼児保育室	6	児童クラブ室	2	子育て支援室	1
調理室	1	食料室	1	倉庫	9
		合計	33		

[児童便所] (洋便器) 15個 (小便器) 21個 (乳児専用) 9個
 [大人用便所] (洋便器) 9個 (小便器) 4個

明照保育園 案内図

避難経路

→ : 園児
→ : 児童クラブ

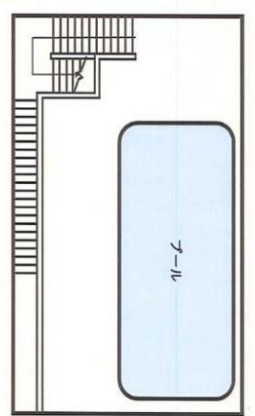


1F

2F

3F

屋上



★印：火災報知機 **◎印：ABC型消火器** **□印：救助袋** **→印：避難経路**
【地震対応】 机の下等に潜って落下物から身を守る（ガラスや落下物から離れる）、揺れが収まってから安全な場所へ園児誘導及び確認
【火災対応】 出火場所の確認、安全な避難経路と場所の決定、園児誘導及び確認、報告

幼保連携型認定こども園 明照保育園 園則

第1章 総則

(名称)

第1条 本園は、幼保連携型認定こども園・明照保育園と称する。分園は、明照保育園分園と称する。

(所在地)

第2条 本園は、愛知県豊橋市牟呂中村町6-1に置く。分園は、愛知県豊橋市牟呂公文町20-26

(保育・教育理念)

第3条 本園の保育・教育理念は、

『豊かな体験・遊びを通じ、情緒豊かで自律した子どもを育てる』とする。

2. 本園の保育・教育目標は、

「心身ともにたくましく、思いやりのある子ども」とする。

(運営方針及び目的)

第4条 子ども・子育て支援法に示す基本理念を踏まえつつ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び関係法令に基づき、教育・保育の提供を行う。また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領並びに前条に示す本園の保育・教育理念の下、子どもが集団生活・社会生活の場である『本園』で友達と様々な体験や遊びを通じ、多くのことを学び、情緒豊かで自律した人間に成長することを目的とする。

第2章 学年、学期、教育・保育時間及び休園日等

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の3学期に区分する。

第1学期 4月1日から8月19日まで

第2学期 8月20日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育時間)

第7条 教育・保育時間は次のとおりとする。

1号認定児童の教育・保育時間

(1) 平日に於ける教育・保育時間は、8時30分から15時30分までとする。また、長時間保育時間は、8時00分から18時30分までとする。

(2) 土曜日に於ける教育・保育時間は、8時30分から12時00までとする。

2号・3号認定児童の教育・保育時間

(3) 平日に於ける教育・保育時間は8時00分から16時00分までとする。また、長時間保育時間は、7時30分から18時30分までとする。

(4) 土曜日に於ける教育・保育時間は、8時00分から12時00までとする。また、長時間保育時間は、7時30分から12時30分までとする。

(休園日)

第8条 本園の休園日は、次のとおりとする。

1号認定児童の休園日

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める日

(3) 夏季休園日 8月5日～8月15日（毎年の夏季希望保育期間により変動）

- (4) 冬希休園日 12月27日～1月4日(基本)
 - (5) 春希休園日 3月28日～4月3日(毎年の春季希望保育期間により変動)
 - 2号・3号認定児童の休園日
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で定める日
 - (3) 冬季休園日 12月29日～1月4日
2. 災害その他緊迫の事情があるとき及び理事長が特に必要があると認めた日。

第3章 教育・保育課程

(教育・保育課程)

- 第9条 本園の教育・保育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示すところに従い、本園の保育・教育理念が達成されるべく教育・保育課程を編成する。
2. 指導計画は、年間、月間及び週案に分けて作成する。

第4章 利用定員及び職員組織

(利用定員)

- 第10条 本園の利用定員は、次のとおりとする。
- 1号認定児童 3歳児から5歳児で計15名とする。
 - 2号認定児童 3歳児から5歳児で計155名とする。
 - 3号認定児童 0歳児から2歳児で計125名とする。

(職員)

- 第11条 本園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主幹保育教諭 1名
- (4) 保育教諭 豊橋市保育教諭配置基準に依る
- (5) 調理員 豊橋市調理員配置基準に依る
- (6) 嘱託医、嘱託歯科医及び嘱託薬剤師 各1名

その他、下記の職員を配置することができる。

- ①指導保育教諭 ②看護師 ③事務員、用務員

(職務)

- 第12条 園長は、園務をつかさどり、職員を指揮監督する。
- 2. 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故あるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
 - 3. 主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育をつかさどる。
 - 4. 指導保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
 - 5. 保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。
 - 6. 調理員は、給食の献立、調理に従事する。
 - 7. 嘱託医、嘱託歯科医、嘱託薬剤師及び看護師は、園児の健康管理を担当する。
 - 8. 事務員、用務員は、事務及び施設の庶務に従事する。

第5章 入園、退園、転園、休園及び卒園

(入園要件)

第13条 本園に入園することができる者は、1号支給認定を受けた満3歳から小学校の始期に達するまでの児童並びに2号、3号の各支給認定を受けた0歳から小学校の始期に達するまでの児童とする。

(入園申込)

第14条 入園志願者は、親子ひろばや園庭開放に参加し、本園の保育・教育理念、運営方針を理解したうえで所定の入園願書、児童票に記載事項を記入のうえ、園長に提出しなければならない。

(入園受入)

第15条 定員を超える申し込みがあった場合は、次の基準で受け入れる。

1号認定児童受入基準

- (1) 兄弟姉妹が本園に在園している
- (2) 以前2号認定児、または今後、2号認定児となり得る

2号・3号認定児童受入基準

- (1) 兄弟姉妹が本園に在園している
- (2) 保育を必要とする状況
- (3) 牟呂・汐田校区に在住

(入園許可及び不承諾)

第16条 入園を許可する場合は、申請書に入園決定通知書を交付する。また、入園を不承諾とする場合には、申請者に対し入園申請の結果通知書を交付する。

(退園、転園)

第17条 退園または転園しようとする者は、その理由を記入して園長に届けるものとする。

(休園)

第18条 園児の病気やその他やむを得ない事由により引き続き2ヶ月以上欠席させようとするときは、医師の診断書または事由書を添付して園長に届けるものとする。

(卒園)

第19条 園長は、所定の全課程を修了した園児に卒園証書を授与する。

(退園の措置)

第20条 次の事項に該当した場合、園長は退園の措置を取るものとする。

- (1) 保育料、実費負担金等を滞納した場合
- (2) 2号支給認定基準に該当しなくなり、1号支給認定への変更手続きを行わない場合
- (3) 3号支給認定基準に該当しなくなった場合

第6章 子育て支援

(子育て支援)

第21条 子育て支援として、保護者並びに地域に於ける子育て家庭を対象に子育て相談活動や親子の集いの場の提供を行う。

- (1) 園庭開放・親子ひろば
- (2) 園行事に招待
- (3) 給食(食育)教室
- (4) その他

第7章 保育料、実費負担金

(保育料)

第22条 自治体より交付された保育料決定通知書に記載された金額を保育料として本園に期日までに納付しなければならない。

2. 本園は、決定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付の支給を受けるものとする。尚、保

護者に対しては、施設型給付受領の通知をする。

(実費負担金)

第23条 給食費、主食費、延長保育利用料、父母の会費、絵本、園児服、体操服等用品の実費負担金を本園に期日までに納付しなければならない。

第8章 緊急時対応、非常災害対策、虐待防止及び感染症の対応

(警報発令に伴う対応)

第24条 気象庁より登園前に豊橋市に暴風警報、暴風雪警報または特別警報が発令された場合は、次のとおりとする。

(1) 午前6時迄に解除された場合は、平常通り保育を行う。

(2) 午前6時から午前9時迄に解除された場合は、解除後1時間後より保育開始。

(3) 午前9時を過ぎて解除された場合は、市保育課と協議の上決定。

7. 登園後に暴雨風警報が発令された場合は、ただちに保育を中止する。尚、保護者が児童を引き取りに来る間、園児の生命及び安全を確保するため園内の安全な場所に退避する。
8. 大雨警報、洪水警報、大雪警報が発令された場合で園児に重大な危険が及ぶと園長が判断した場合は、保育を中止するものとする。
9. 東海地震注意情報または東海地震予知情報(警戒宣言)が発令された場合は、休園とする。また、登園後に発令された場合は、ただちに保育を中止し、休園とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第25条 事故発生防止のための安全点検チェックリストを作成し、事故防止に努めるものとする。

2. 事故が発生した場合には、応急手当及び保護者に連絡を行う等、必要な措置を講じるものとする。
3. 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった措置を記録する。

(非常災害対策)

第26条 園長は、災害の恐れのある箇所及び消化、避難、警報その他の防火に関する設備を点検すると共に非常災害に対する具体的な計画立案をし、これに対する不断の注意と訓練をするように努めるものとする。

2. 避難訓練は、毎月1回これを行うものとする。

(児童虐待防止法遵守)

第27条 園児の虐待が疑われる場合には、保護者と話し合いを行うと共に、関係機関、自治体に通報するものとする。

(感染症の対応)

第28条 園児が感染症の発症、またはその疑いがある場合には、学校保健安全法の規定に基づき出席停止の措置を取るものとする。

(保健衛生)

第29条 園児の健康管理の向上を図るため、嘱託医による健康診断を年2回、嘱託歯科医師による歯科健診を年1回実施する。

2. 本園に常時、必要な医薬品等を備えるものとする。

第9章 雑則

(苦情処理)

第30条 保護者は、提供された教育・保育サービス等につき苦情を申し出ることができる。尚、苦情解決責任者は苦情受付後、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無、並びに改善方法について保護者に報告するものとする。

(秘密の保持)

第31条 本園は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、園児または第三者の生命、身体に危険がある等正当な理由がある場合、警察や検察捜査機関等正当な権限を有する機関からの命令による場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、本園在園中及び退園、卒園後に於いても第三者に対して秘匿するものとする。

2. 職員は、業務上知り得た園児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、退職に依り職員でなくなった後に於いてもこれらの秘密を保持するものとする。

(法令との関係)

第32条 本園の運営及び管理に関し、この園則に定める事項のほか、子育て支援法その他関係法令の定めるところによる。

(その他)

第33条 この園則の取り扱いについて疑義が生じた場合には、園長は理事長に決裁を求めるものとする。

附 則

この園則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

[明照保育園父母の会会則]

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は明照保育園父母の会と称し、事務所を豊橋市牟呂中村町 6 - 1、明照保育園内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は明照保育園の保育方針に則り、相互協力により在籍する乳幼児の健全な成長発達をはかることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 研修会及び講演会等の開催
2. 園内主要行事への参加
3. 会員相互の親睦事業
4. 豊橋市内保育園母の会連合会へ参加
5. その他必要と認める事業

(会 員)

第 4 条 本会は明照保育園に在籍する園児の父母、又はこれに代わるものをもって会員とする。

(委 員)

第 5 条 本会に次の委員を置く。委員の任期は 1 か年とし再任を妨げない。

市母の会連合会委員 1 名、市交通安全委員 1 名

2. 委員は父母の会から選出される。

(相 談 役)

第 6 条 本会に相談役を置く。

2. 相談役は委員が明照保育園長及び主幹保育教諭に委嘱する。

(会 議)

第 7 条 会議は、総会（年 1 回）とし、必要に応じて臨時会議を開くこともできる。

総会において付議すべき事項は次の通りである。

- (1) 会則の決定並びに変更
- (2) 委員の承認
- (3) 事業計画並びに予算の承認
- (4) 事業報告並びに決算の承認

(5) その他

(会 計)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあたる。

2. 会費の額は、総会の承認によって決定する。

3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

[ポニー幼児交通安全クラブ会則]

1. 会の名称と事務所

この会は、ポニー幼児交通安全クラブといい、事務所を豊橋市牟呂中村町6-1、明照保育園内に置く。

2. 会の目的

この会は、乳幼児とその保護者に交通安全の集合訓練を行い、乳幼児の交通事故防止に必要な基礎的能力、態度、習慣を身につけることを目的とする。

3. 会 員

この会は、明照保育園に在籍する園児及びその保護者のうちで、この会の趣旨に賛同したものををもって会員とする。

4. 事 業

この会は、次の事業を行います。

(1) 会員に対し交通安全の基本的な行動を身につける実地訓練ならびに交通安全に関する遊戯や歌唱などを行う。

(2) 会員相互の連帯感を深め、地域社会における必要な幼児の事故防止活動を促進する。

(3) このほか、この会の目的を達成するために必要な事業を行う。

5. 会 議

この会は、年1回(4月)総会を開き、保護者全員が参加し、運営状況の報告や反省、今後の計画などについて相談を行う。

6. 会則の改正

この会則は総会において改めることができる。

附 則

この会則は、昭和50年11月9日から有効であることを申し合わせる。

明照保育園のうた

1. あかるいひかりに てらされて
みんなにこにこ うれしいな
よいこになろう なりましょう
ぼくもわたしも よいこのつどい
そのなは めいしょうほいくえん



2. きれいなおはなに かこまれて
おとぎのくにを ゆめみてる
たのしいおくに ほいくえん
ぼくもわたしも よいこのつどい
そのなは めいしょうほいくえん

